

議案第58号

四條畷市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月19日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

道路運送法施行規則の一部改正に伴う引用条項の整理の必要があるため、また、道路運送法の一部改正に伴い、運賃等に関する事項を協議する必要があるときは、別に協議部会を設置し運賃等を決める必要があるため、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例

四條畷市地域公共交通会議条例（平成29年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条1項中「第9条の3」を「第4条の2」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（運賃協議部会）

第6条 交通会議に、乗合旅客の運賃等に関する事項を協議する必要があるときは、運賃協議部会を置くことができる。

- 2 運賃協議部会の委員は、四條畷市地域公共交通会議委員から選出する。
- 3 運賃協議部会は、運賃等の事項を協議する。
- 4 運賃協議部会の委員は、前項の規定による報告をするまでの間、在任する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。